

New Simple Step 公衆衛生（第 2 版） 正誤表

本書の記載内容に誤りがございました。
訂正させていただきますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

株式会社 総合医学社

第 2 版第 1 刷

該当箇所	誤	正
67 頁 図 1 のタイトル	人口の年齢構成割合（2020 年）	人口の年齢構成割合（2022 年）
71 頁 最後の行	16.1	16.1%
165 頁 下から 6 行目	医療介護総合確保推進法（2014 年成立）	医療法
201 頁 下から 8 行目	また、DV を発見した者には、警察または配偶者暴力相談支援センターへ通報する義務を課しています。	また、DV を発見した者には、警察または配偶者暴力相談支援センターへ通報するよう努めなければならないとしています。
230 頁 表 1	療養援護	療養介護
272 頁 表 11 の 1 の⑦	腸重責	腸重積

New Simple Step 公衆衛生（第 2 版） 追補

本書の第 2 版第 1 刷の刊行後に法改正等で変更があった部分を補足いたします。

該当箇所	第 2 版第 1 刷の掲載内容	新しい情報（追加の説明）															
108 頁	難病法 指定難病の数	2025 年 4 月 1 日現在、 348 疾患が指定難病とされています。															
108 頁, 109 頁	小児慢性特定疾病の数	2025 年 4 月 1 日現在、 801 疾患が小児慢性特定疾病とされています。															
186 頁 下から 7 行目 母子健康包括支援センター		児童福祉法と母子保健法が改正され、2024 年 4 月に「母子健康包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合した「こども家庭センター」が新設された。児童福祉法にも母子保健法にも、「こども家庭センター」に関する記述がなされている(「母子健康包括支援センター」という名称はなくなった)。児童福祉法第 10 条の 2「市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない」。															
192 頁 230 頁 表 2	次世代育成支援対策推進法	法改正により、 2035 年 3 月 31 日まで、 さらに 10 年延長されました。 <table><tr><td>就労定着支援</td><td>一般就労に伴う日常生活・社会生活での課題についての支援、 就労して 6 か月経過してから最長 3 年利用できる。</td></tr></table>	就労定着支援	一般就労に伴う日常生活・社会生活での課題についての支援、 就労して 6 か月経過してから最長 3 年利用できる。													
就労定着支援	一般就労に伴う日常生活・社会生活での課題についての支援、 就労して 6 か月経過してから最長 3 年利用できる。																
248 頁	急性灰白髄炎（ポリオ）のワクチン	2024 年 4 月 1 日からポリオは五混となりました。															
258 頁 表 7 の 定点把握に追加		2025 年 4 月から 5 類感染症の定点把握疾患に急性呼吸器感染症(ARI)が追加されました。															
267 頁 STEP	四種混合	五種混合（2024 年 1 月以前出生の児に対しては四種混合を接種）															
268 頁 イラストの 吹き出し 1 行目 から 5 行目	百日咳（P）、ジフテリア（D）、破傷風（T）およびポリオ（IPV）は四種混合ワクチン（DPT-IPV）として同時に接種されます。	2024 年 2 月以降に生まれた児に対しては、2024 年 4 月から、百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオおよび Hib 感染症は、五種混合ワクチンとして、同時に接種されます。															
268 頁, 269 頁	肺炎球菌ワクチン	2024 年 10 月以降、肺炎球菌ワクチンは原則 20 価となり、13 価は使えなくなりました。															
271 頁	ワクチン接種の年齢（0歳）	四種混合ワクチン→五種混合ワクチン（DPT-IPV-Hib）に															
274 頁 参考 带状疱疹に関するワクチン		2025 年 4 月から、65 歳以上の人などへの带状疱疹ワクチン（生ワクチンか不活化ワクチンのいずれかを選択）が定期接種の対象となりました。															
304 頁 上から 8 行目	小学校、中学校、高等学校における被患率（表 5）	令和 6（2024）年度学校保健統計によると、小学校、中学校、高等学校すべてで、「裸眼視力 1.0 未満」が 1 位であった。 <table><tr><td colspan="3">表 5 小学校、中学校、高等学校における被患率</td></tr><tr><td></td><td>1 位</td><td>2 位</td></tr><tr><td>小学校</td><td>裸眼視力 1.0 未満 36.8%</td><td>虫歯 32.9%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>裸眼視力 1.0 未満 60.6%</td><td>虫歯 26.5%</td></tr><tr><td>高等学校</td><td>裸眼視力 1.0 未満 71.1%</td><td>虫歯 34.7%</td></tr></table>	表 5 小学校、中学校、高等学校における被患率				1 位	2 位	小学校	裸眼視力 1.0 未満 36.8%	虫歯 32.9%	中学校	裸眼視力 1.0 未満 60.6%	虫歯 26.5%	高等学校	裸眼視力 1.0 未満 71.1%	虫歯 34.7%
表 5 小学校、中学校、高等学校における被患率																	
	1 位	2 位															
小学校	裸眼視力 1.0 未満 36.8%	虫歯 32.9%															
中学校	裸眼視力 1.0 未満 60.6%	虫歯 26.5%															
高等学校	裸眼視力 1.0 未満 71.1%	虫歯 34.7%															
379 頁 表 11 の 揮発性有機化合物の濃度		2025 年 1 月に、エチルベンゼンの濃度が 370 μg / m ³ に改訂されました。															
403 頁 下から 2 行目	ヘルシンキ宣言の最新の改訂	ヘルシンキ宣言は 2024 年に改訂されました。今回の改訂は、「被験者」が「参加者」となったことなどです。															

* 本書籍の訂正などの最新情報は、当社ホームページ（<https://www.sogo-igaku.co.jp>）をご覧ください。